

農用地区域への編入・除外 申し出を受け付け

市は、農業用の土地を確保するため、農用地区域を定めています。この区域内の土地を農地以外に利用したい場合は、農用地区域から除外する必要があります。逆にほ場整備や農地保全をするときは、農用地区域への編入が必要です。

市は以下の期間、農用地区域への編入または除外の要望の申し出を受け付けます。申し出をしたい人は、事前に問い合わせ先までご相談ください。

■受付期間

5月13日(月)～31日(金)

■除外の条件

①除外しようとする農用地以外に代替できる土地がないか

■問い合わせ

本庁農政課農政係(☎34-1582)、
各総合支所地域支援グループ

※その土地でなければならない理由が必要。他の土地の購入や賃借では費用がかかる、現在耕作していないなどの理由では除外できません

②農業上の効率的な利用に支障を及ぼさないか

③農業用排水路などの機能に支障を及ぼさないか

④土地改良事業などを実施した土地の場合、事業完了の翌年度から8年を経過しているか ――など

■留意事項

▶除外申し出をしても、審議の結果除外にならない場合があります。

▶申し出から編入・除外の決定まで最低でも6カ月程度かかります。

▶除外申し出する土地が農地の場合、除外決定後に改めて農地転用申請が必要になります。

軽自動車税のお知らせ

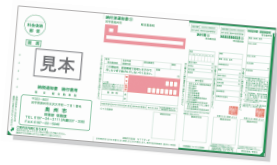
納税通知書は5月初旬に発送します

大型連休の影響で、各家庭への到着は5月8日(金)～10日(日)の予定です。内容をご確認の上、納期限までにお近くの金融機関またはコンビニエンスストアで納付をお願いします。

なお、納税通知書では年度や納期限などを「平成31年」で記載していますが、改元後は「令和元年」に読み替えて適用します。

■納期限

5月31日(金)



減免申請を受け付けます

31年度の軽自動車税の減免申請を次のとおり受け付けます。昨年度に減免を受けた人も改めて手続きが必要です。納税通知書が届き次第、忘れずに申請してください。

■対象者

身体障がい・知的障がい・精神障がいのある人とその介護者

※障がいの種類や等級、軽自動車の使用状況による要件があります。詳しくはお問い合わせください

■対象車両

障がいのある人が所有し、本人または生計を同じくする人が運転する軽自動車

■問い合わせ

本庁税務課市民税係(☎34-2374)

※本人の所有以外で減免が受けられるのは、本人が18歳未満の場合か、知的障がいまたは精神に障がいがある場合に限ります

■申請に必要なもの

①障がいに関する手帳 ②自動車検査証 ③運転する人の免許証 ④納税通知書 ⑤本人以外が運転する場合は、その使用目的に応じた証明書など ⑥印鑑 ⑦個人番号カード（または通知カード）

■申請期限

5月24日(金)

※申請期限を過ぎると受け付けできません。
必ず期限までに申請してください

■申請日時・場所

期日	時間	場所
5月7日(火)～24日(金) ※24日除く	8:30～17:15	本庁税務課
5月15日(金)	9:30～13:00	江刺総合支所 市民生活グループ
5月16日(金)		前沢総合支所 市民福祉グループ
5月17日(金)		胆沢総合支所 市民生活グループ
5月20日(金)		衣川総合支所 市民福祉グループ

消防団協力事業所を紹介

■問い合わせ

本庁危機管理課消防係(☎34-2235)

市は、消防団活動に積極的に協力している事業所に対して「消防団協力事業所表示証」を交付し、顕彰しています。より多くの事業所にご協力いただくことで、地域の消防・防災力の強化を目指しています。
ここでは、協力事業所に認定している企業を紹介します。日頃からのご協力に心から感謝します。

協力事業所に申請するには

次の認定基準のいずれかに合致している企業が申請できます。随時受け付けていますので、お気軽にお問い合わせください。

■認定基準

- ①従業員が消防団員として2人以上入団している
- ②従業員の消防団活動について特段の配慮をしている
- ③災害時に資機材を消防団に提供するなどの協力をしている
- ④消防に係る特定の活動をするか役割を担い、大規模災害時に対応できる組織を設置している
- ⑤そのほか、消防団活動に協力することにより、地域の消防防災体制の充実強化に特に寄与している

■申請方法

申請書を郵送または持参してください

■申請先

本庁危機管理課
(〒023-8501 ※住所記載不要)



申請書ダウンロード
はこちらから

市民提案型協働支援事業 認定事業を公表

■問い合わせ

本庁地域づくり推進課市民活動係(江刺総合支所☎34-1618)

31年度第1回目の市民提案型協働支援事業には、5団体から事業提案がありました。審議の結果、次の5事業が認定されましたのでお知らせします。

第2回審査の提案事業を募集します

6月下旬以降に実施する事業が対象です。

■提出期限 5月17日(金)



詳しくは
市ホームページへ

団体名	事業名	総事業費(円)	補助金額(円)
奥州力ヌー愛好会	水源地域力ヌー振興事業	431,000	300,000
岩谷堂城址顕彰会	岩谷堂城址顕彰事業	470,000	300,000
岩谷堂商店街連合会	いすー1グランプリ 奥州えさし大会	750,000	300,000
斎藤實顕彰会	名誉市民・斎藤春子をしのぶ「遺徳顕彰記録集」の発刊	520,000	300,000
田んぼアート実行委員会	田んぼアート事業	823,100	300,000